

令和 7 年度 中小企業者等販路開拓支援事業補助金

市内の中小企業者等の優れた製品・技術の市場開拓や販路拡大を支援するため、国内外で開催される展示会等へ出展する場合、その出展費用の一部を助成します。

補助区分	国内販路開拓支援事業	海外販路開拓支援事業	オンライン販路開拓支援事業
対象者	①尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業者 ②1/2 以上が尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業者で構成するグループ ③市内の商工団体（①の中小企業者を取りまとめて出展する場合）		
対象事業	広島県外で開催される展示会等への出展	海外で開催される展示会等への出展	オンラインで開催される展示会等への出展
	※いずれも他者が主催する、販売を主たる目的としない展示会・見本市であること		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・小間料 ・小間装飾料 ・コンテンツ制作費 ⇒展示会の出展当日に会場内で流す PR 動画の製作費用 <ul style="list-style-type: none"> ・商品搬送費 ・旅費交通費（宿泊費、鉄道運賃、航空運賃） ⇒1人3万円、2人分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・小間料 ・小間装飾料 ・展示物及び配布物作成費（翻訳費を含む） ・コンテンツ制作費 ⇒展示会の出展当日に会場内で流す PR 動画の製作費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通訳費 ⇒展示会の出展当日に通訳業務を委託する場合の費用 ・商品搬送費 ・旅費交通費（宿泊費、航空運賃） ⇒1人5万円、2人分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・出展料 ・出展付随費 ⇒コンテンツ作成委託費、通訳翻訳費等、展示会内で使用するもの
補助率	補助対象経費の 1/2		
限度額	25 万円	30 万円	25 万円

※小間装飾料については、出展ブースを直接装飾するために必要な備品レンタル費、デザイン費、電気工事費用が対象であり、パンフレット等の印刷費や消耗品等の購入費、キャンペーンガールやコンパニオンの派遣等にかかる人件費等は対象外です。

費目	経費の内容
小間装飾料	展示会等の主催者が提供するパッケージ装飾又はオプション装飾費の一部
	自社小間内に設置するじゅう器・備品のリース代
	自社小間内で使用する電気及び水の使用料、並びにこれらを使用するための設営工事費
	施工専門業者へ委託する小間装飾委託費のうち必要最低限の経費
	集客及び展示効果を高めるために必要な各種装飾物、POP、展示パネル等の製作委託費

申請期間	令和7年4月1日～令和8年1月30日（金） ※予算がなくなり次第終了
対象期間	令和8年2月28日（土）に開催される展示会までが対象
実績報告期限	令和8年3月13日（金）必着 ※支払いが完了していること
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 同一事業者につき、同一年度で1回限りの申請となります。 • 国内販路と海外販路の補助金を同時に申請することは出来ません。 • 国または県から同種の補助を受ける場合は対象となりません。 • 展示会等へ出展する前に補助金の交付決定を受ける必要があります。 • 実績報告期限までに、領収書など支払いが完了していることを証明する書類の提出が必要です。（振込の場合は振込が完了している必要があります）

問合せ先

尾道市 産業部商工課 商工振興係

TEL：0848-38-9182

E-mail:shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市ホームページ ⇒

